アメリカにおける 1936 年ベルリン・オリンピック 参加問題に関する研究ノート

中村哲夫

The Issue of Participation in the 1936 Berlin Olympics in America.

Tetsuo NAKAMURA

1. はじめに

1936年8月にベルリンで開催された第11回オリンピック大会は、オリンピック史上もっとも言及される大会である。ドイツ政府による莫大な予算の投入、壮大な競技場の建設、完璧な運営、そして高水準レベルで繰り広げられた各種の競技、さらには大会史上はじめてのギリシャ・オリンピアから開催都市ベルリンナ会を語る上でたびたびまったの聖火リレーの実施、オリンピック映画の制作、これらのお点はベルリン大会を語る上でたびたびまり上げられてきた同大会を特徴づけるものである。また、ナチスのプロパガンダとして利用された大会として、ナチスのプロパガンダとして利用された大会として、ナチスのプロパガンダとして利用された大会として、より、オリンピックと政治との関係を検討しようともなり、オリンピックと政治との関係を検討しようと観点からの研究蓄積も多い。

本研究は、アメリカにおけるベルリン大会参加問題を取り上げる。1933 年 1 月のヒトラーの首相就任以降、ドイツのユダヤ人差別に抗議して、アメリカのユダヤ人たちはナチス批判の運動を繰り広げた。その一環として、ベルリン大会のボイコットがあった。特に、1935 年 7 月から 12 月にかけては、ベルリン大会への参加かボイコットかをめぐって、スポーツ界ばかりでなく、議会、メディア、宗教団体ならびに市民や労働者の組織を巻き込んだ大論争に発展していったのである。

本研究の課題は、この論争の中で展開された参加論およびボイコット論を検討することである。使用する資料は、アメリカ・オリンピック委員会編集の「アメリカ人競技者のフェアプレイ」²¹ と、スポーツにおけるフェアプレイ委員会編集の「オリンピックの理念を守れ:ベルリンにおけるオリンピック大会へのアメリカ参加に対する異議申し立て」³¹ である。前者は参加を、後者はボイコットを主張しており、これら二つの資料を、参加およびボイコットのそれぞれの論を代表

させるものとし、本研究は、両論の論理とその主張の 根拠を検討しようとするものである。

2. 1936 年ベルリン・オリンピック参加問題

ここでは以下、アメリカにおけるベルリン大会への参加かボイコットかの論争の経緯を簡単に振り返り、本研究で使用する「アメリカ人競技者のフェアプレイ」と「オリンピックの理念を守れ」がどういう経緯の中で発行されたのかを確認しておきたい。

1936年の第11回オリンピック大会は、バルセロナ で開催された1931年4月の国際オリンピック委員会 (International Olympic Committee, IOC) の総会で 決定されるはずであった。しかし、政情不安定の当時 のバルセロナに参集した委員が少数だったため、改め て郵便投票が実施され、その結果5月13日、ドイツ の首都ベルリンでの開催が決定された。この決定時の 共和国ドイツの首相は中道連立政権のブリューニング であった。1920年および1924年のオリンピック大会 には、ドイツは参加を認められず、1928年のアムス テルダム大会にドイツチームは16年ぶりに出場した。 実は、ベルリンは 1916 年の第6回オリンピック大会 の開催地として決定され、準備を進めていたが、第一 次大戦のために大会そのものが開催されなかったので ある。1931年の時点における第11回大会のベルリン 開催決定は、世界のスポーツ界に敗戦国ドイツが復帰 することを認められたことの証でもあったのであるか。

ところが、1933 年 1 月 30 日、ヒトラーが首相に任命され、大会の開催が不安視された。というのも、ナチスは従来からオリンピックには批判的であったからであり、ナチ政権下ベルリンでの開催を疑問視する IOC 委員もいた。しかし、すでに 1933 年 1 月 27 日に結成された組織員会会長のテオドア・レヴァルトは、3 月 16 日にベルリン市長とともにヒトラーに会い、オリンピック開催につきヒトラーの了解を得た。レヴァ

ルトは 1924 年以来の IOC 委員であり、また当時 7 名からなる執行委員会の中の一人であり、IOC における有力なメンバーだった。 幻に終わった 1916 年の第6 回大会の組織委員会会長でもあったのである。

ヒトラーの了解を得てベルリン開催に対する不安感 が和らいだのもつかの間、IOC 委員にとってまた別 の懸念が生じた。ドイツにおけるユダヤ人差別の問題 である。この報道が一気にアメリカにも伝わってきた。 4月1日のユダヤ人商店のボイコット、またユダヤ人 競技者のスポーツクラブからの排除、さらにはユダヤ 人の父親を持つレヴァルト自身のドイツ・オリンピッ ク委員会会長ならびにベルリン大会組織委員会会長か らの辞任の要請である⁵。IOC 会長バイエ-ラツール の即座の抗議が功を奏し、レヴァルトの組織委員会会 長からの辞任はなくなったものの、帝国スポーツ・コ ミッサーに任じられたハンス・フォン・チャムマー・ ウント・オステンがドイツ・オリンピック委員会会長 となり、また組織委員会の実権も握ったのである。。 前のナチ突撃隊の指導者であったフォン・チャムマー・ ウント・オステンは、ナチ政権下の体育・スポーツの 最高指導者となった人物である。

このような情勢の下、ウィーンで 1933 年 6 月 5 日 から始まった IOC 総会が焦点となった。IOC 執行委 員会において、アメリカの委員であるチャールズ・シェ リルが、レヴァルトをはじめとするドイツ側委員に圧 力を加えた。ユダヤ人競技者をドイツチームから排除 しないとのドイツ政府の拘束力のある明確な誓約のみ が、大会をベルリンで開催することができる要件であ る、と。ドイツ側委員とドイツ政府との電報のやりと りの末、合意に達した。第一は、ドイツ・オリンピッ ク委員会は、その代表権を特別組織委員会に委ねるこ とであり、その委員会とはレヴァルトを会長とし、事 務局長をカール・ディーム、その他はドイツの2名の IOC委員とベルリン市長、そしてフォン・チャムマー・ ウント・オステンの計6名である。第二は、「すべて のオリンピック規則が遵守されること」、そして第三 が、「原則として、ドイツのユダヤ人は第11回オリン ピック大会のドイツチームから排除されないこと」で あった"。以後、このドイツ側の誓約が守られている のかどうかが、大きな争点になるのであった。

しかし、この誓約にもかかわらず、ドイツからは誓約を無視する報道が相次いだのである。例えば、8月6日のワシントン・ポストは、AP通信として、フォン・チャムマー・ウント・オステンによる会議での挨拶の発言を報道している。「我々の国民生活や諸外国との関係および競技においても、国家を代表するに足ると認められるドイツ人とは、代表するに何も異論が出ない人たちのことだ」、と。この発言は、ベルリン

大会において国家を代表して出場するドイツチームには、ユダヤ人は含まれないことを暗に示唆する発言である®。また、8月27日のニューヨーク・タイムズには、ベルリン大会の準備に関する特派員からの報告が載った。そこでは、競技場の拡張工事や大会のスローガンとシンボルの採用等準備が順調に進んでいる状況と、その反対に、ドイツの競技団体の多くがユダヤ人競技者を排除しており、またユダヤ人は競技団体の役員になれない現状を示し、ウィーン後においても「ユダヤ人競技者のハンディキャップ」の問題は、何ら進展がないと報道されている®。

1933 年 11 月 20 日のアマチュア競技連盟(Amateur Athletic Union, AAU)の年次総会では、ユダヤ人競技者に対するドイツ・オリンピック委員会、組織委員会、ならびにドイツ政府の態度が変わるまで、「合衆国競技者への資格認証を与えない」とする決議が採択されたのである。これは、オリンピック大会出場のために必要な要件となっている競技者のアマチュア資格を認めないという、AAUの決意の表れであった。オリンピックに参加するためには、三つの署名が必要だった。競技者本人の署名、国内のオリンピック委員会会長の署名、そして競技者が所属する競技団体の会長の署名である。AAUはアメリカにおいて陸上競技、水泳をはじめとするオリンピック競技のほとんどを統括する組織であり、AAUの参加承認は出場競技者のアマチュア資格認定のために必要だったのである。

1934年5月のアテネにおける IOC 総会において、前 年のドイツ側の誓約に関し議論が交わされたが、レヴァ ルトによる誓約は遵守されている旨の報告が了解され、 IOC は第 11 回大会のベルリン開催を確認した。これに 対しアメリカ・オリンピック委員会 (American Olympic Committee, AOC) は、1934年6月の理事会 において、会長アベリー・ブランデージをドイツの現状を 調査するためにドイツに派遣させ、その報告を待って参 加するかどうかの判断をすると決定した。9月26日、 AOCは、ウィーンでの誓約は守られているとのブランデー ジの調査報告を受け入れ、アメリカの参加を決定したの である。1934 年 12 月に開催された AAU 年次総会では、 ベルリン大会への参加問題については、取り上げられな かった。しかし、この総会では、会長にニューヨーク州 の最高裁前判事ジェレミア・マホーニィが就任したこと、 また昨年の決議が生きていることが確認された。

論争が大きくなったのは 1935 年 7 月以降である。マホーニィが参加反対の立場を明確に打ち出し発言し始めたこと、7 月 15 日のベルリンにおけるユダヤ人への集団的な暴力行為を伴ったクーア・フュルステンダム事件の勃発、また 9 月 15 日のニュルンベルク法の制定が、さらなる論争拡大の契機となった。AAU

会長マホーニィは、ウィーンでの誓約は守られておらず、多くの差別的な法律を有している国で大会を開催しても、そこではオリンピックの理想は実現できないと主張し、ベルリン大会に参加することは、ヒトラーの政治を暗黙に承認することなのだと説いた。一方、参加を主張するブランデージは、政治とオリンピックは合いとするがあればならず、ドイツ政府の内政的な自治を理由に、オリンピック大会に参加したいとする合場を理由に、オリンピック大会に参加した。山場を理由に、オリンピック大会に参加した。山場を基立をありまる1935年12月のAAU年次総会を目指して、別ががいる1935年12月のAAU年次総会を目指して、別ががいると、他を巻き込んだ社会的・政治的・民族的・宗教的な色彩を帯びた大論争へと展開していった。

この論争の中で「アメリカ人競技者のフェアプレイ」と「オリンピックの理念を守れ」が発行されたのである。前者は、1935 年 10 月 31 日に AOC によって発行され、後者は 11 月 17 日にスポーツにおけるフェアプレイ委員会によって発行された。

AOC は周知のように、アメリカにおける国内オリンピック委員会(National Olympic Committee)であり、IOC の下部組織としてアメリカ国内のオリンピックに関わるあらゆることに関して権限を有する組織である。主要な事業は、オリンピック大会派遣のためのさまざまな事業、たとえば予選会の開催、各種競技における出場競技者の選定とアメリカ・チームの編成、派遣費確保のための基金創設等を実施することである。

一方、スポーツにおけるフェアプレイ委員会は、ユダヤ教やキリスト教に関わる教会指導者、神学者、元オリンピック出場競技者、政治家、大学学長や教授、市民運動家、労働運動指導者等46名から構成される委員会であり、アメリカのベルリン大会参加阻止を目的に、1935年10月10日に結成された組織である。この組織は、ベルリン大会に対抗して1936年7月19日にバルセロナで開催することが計画された「人民オリンピアード」へのアメリカ人競技者の派遣母体となり、競技者を送り出した組織でもあった。

12月6日に始まった AAU 年次総会は、両派による激しい論争を経て、二度にわたる投票が行われ、参加派が僅差で勝利した。ここにアメリカのベルリン大会参加は最終的に決定したのである。

3. 参加派およびボイコット派の主張とそ の根拠

(1)「アメリカ人競技者のフェアプレイ」

この項では、AOCが編集したパンフレット「アメリカ人競技者のフェアプレイ」を用いて、ベルリン大

会参加派の主張とその根拠について検討する。

このパンフレットは 16 ページからなり、「問題」、「諸事実」等の 23 の小見出しで文章が構成されている。そして各ページの欄外には、参加を主張する各種の新聞記事が、文字ポイントを落として再掲されており、最後のページには AOC の 62 名の委員の名前が掲載された。ただ、名簿の後には、このパンフレットの発行に 4 名が反対し、その中の 2 名は条件付きの反対であった旨が記されている。

会長ブランデージをはじめ AOC の委員たちは、なぜ ベルリン大会に参加すべきだと言うのだろうか。パンフレットの最初の文章に、その根拠がまとめて表示されている と言えよう。少し長いが、そのまま引用する。

1936年オリンピック大会の招待状を受け入れるに際し、アメリカオリンピック委員会は、すでに参加を決めている48か国のオリンピック委員会と同様に、いかなる国の政府の政策も前提としなかった。当委員会はスポーツとその本来の要件以外には、何も考慮に入れなかった。ドイツ政府の内政および外交政策は、この問題とは何ら関係を持たないのである。委員会は、40年にわたって万国に通用し綿々とつづくオリンピックの先例にただ従うだけであり、見当違いな政治的、民族的および宗教的な問題を考慮する余地はなかった。委員会における満場一致の決定を、ナチの政策を支持するものだと曲解したりであて捉えようとする企ては、恥知らずの厚かましい行為以外の何ものでもないのである。

スポーツを外国の政治問題に絡めたり、アメリカの競技者をオリンピック大会から排除しようとするある諸個人や集団の運動によって、合衆国のアマチュアスポーツの将来が、今や脅威にさらされている。このような侵害を撃退することは、アマチュアスポーツの運営に責任のある人たちの義務なのである。「アメリカ人競技者は、彼ら自身の理由ではない他のもののために、殉教者となってよいのだろうか?」

不寛容とか迫害、憎しみ、戦争に満ちた世界に国際的な友好と親善を深め広げていくことを鼓舞するために、オリンピック大会は復興された。大会の偉大な成功は、政治や宗教、また階級的な諸問題における紛糾から、大会を守るために取られるいろいろな予防措置のためである。現在のユダヤ-ナチの激論の中にオリンピックをほうり込むことは、オリンピック大会のねらいをまったく転倒させてしまうだろう。

AOC にとって、ベルリン大会は何ら従来の大会と 異なっているものではなく、その証拠に、IOC および 20 の各種スポーツの国際競技団体も第 11 回オリン ピック大会のベルリン開催を認めており、また現在の ところ 48 か国の NOC も招待状を受け入れていると いう事実を提示するのである。これらの事実が、参加 派の主張の大前提になっている。

この前提の上に、第一に、オリンピックの理念と IOC や大会組織委員会に関する運営や機構上の原則が説明される。すなわち、第 11 回ベルリン大会も IOC と各種スポーツの国際競技団体に公認され、両組織にコントロールされた国際的な催しであり、決してドイツ政府の催しでないこと、大会の開催権は都市に与えられたのであり、国にではないこと。1932 年の大会もロサンゼルス市に与えられたのであり、アメリカチームも他の国のチームと同様、ロサンゼルス市に迎えられたこと。ベルリンの場合も、ドイツチームはベルリンのゲストであること。このように、オリンピック開催に当たっての原則を確認し、ベルリン大会もこの原則に従っていると言う。その保証が IOC によるベルリン大会公認である。

第二は、オリンピックと政治の分離論である。第1 回大会以降、世界はあらゆる種類の政治的な論争に充 ちており、その歴史的現実の中で、アメリカの過去の スポーツ指導者たちは「他の大義のために」オリンピッ クに参加してきたのではないと述べる。そして、もし 今回、競技的な理由ではない他の理由のために参加を 撤回すれば、将来何度でも参加を取り止めてしまうこ とになろうと言う。ここでは、「ドイツ政府が、その 政治理論や法律において、また社会政策や内政に関し て、正しいのか間違っているのかということは、スポー ツにとっては何ら関係がない」とされ、オリンピック 大会は「世界の『法廷』ではない」と主張されている。 IOC は国際政治的な論争を仲裁することはないし、 どちらかの側に立つことも、片方を支持することもな いと言う。オリンピックは現実に生起している政治的 問題を解決することに寄与するのではなく、スポーツ を通した連帯によって人びとの友好と親善を図るもの だと言うのである。このように、このパンフレットで は、ドイツ国内のユダヤ人差別の問題はドイツ国内の 内政に関わる事項であり、ドイツ国内のナチ-ユダヤ 間の問題であるとの認識を示し、あくまでもドイツ国 内の問題に限定しようとするのである。

オリンピックがいかなる国で開催されようとも、開催国との政治的関係が良くない参加国が存在するのは通常であるとし、それにも関わらず、スポーツを通した連帯によって人びとの友好と親善を図った事例として、パンフレットは1932年のロサンゼルス大会への日本の参加と日本人競技者の活躍を挙げている。1924年のいわゆる排日移民法の制定、1931年の満州事変と当時の日米関係は良好とは言えず、両国民のそれぞ

れの国に対する感情は悪化していた。しかし日本は、ボイコットではなく史上最強で最大のチームを送り、しかもスポーツマンらしい態度と競技への真摯な取り組み、そして大勝利のために、日本人競技者は観衆の人気者になり、アメリカ人の対日感情を好転させたと言う。ここに、オリンピック大会が「人びとの相違点を、ボイコットではなく連帯によって乗り越えた」一つの事例を見いだしているのである。

第三は、競技者および AOC 委員をはじめとするス ポーツ指導者に関してである。もし参加に反対の競技 者がいれば、彼らを予選会に出場させ、ドイツに連れ て行くことを強要できないが、参加を望んでいる者に 対して、「組織が参加を禁止することは、この国の若 者への裏切り」だという。1936年のチームの候補者 は、何年にもわたるトレーニングに耐えてきており、 ベルリン大会がオリンピック出場の夢を実現できる唯 一の機会であり、4年後は彼らのピークは過ぎている のである。AOC をはじめとするアメリカのスポーツ 指導者は、オリンピックに出場したいとするアメリカ の若者の希望を叶えることが責務であり、「競技者か らすれば二義的なことがら」を認めれば、オリンピッ クの復活以後39年間にわたって「競技者が自分の指 導者に培ってきた信頼を裏切ること」になると言う。 そして、競技者のオリンピックに出場したいという希 望は、「他のいかなる根拠にも従属されるべきではな く」、その希望を叶えることが、AOC 等のスポーツ を管轄する組織の存在理由だと述べるのであった。

第四は、ボイコット派への批判である。パンフレッ トによれば、ボイコットを主張する人びとは三つのグ ループに分類されている。(1)スポーツやオリンピッ ク大会に関して、従来何も関心を示さなかった人たち であり、自らの目的を達成するための武器としてオリ ンピックを利用しようとしている人びと、(2)自らの 信念には誠実であるが、スポーツとそれ以外の関係を 識別できない人びと、(3)スポーツに携わり、スポー ツに対して献身的であるが、(1)のグループによるプ レッシャーに屈服した人びと、である。ブランデージ を中心とする AOC による批判の的は(1)のグループ であり、彼らこそがオリンピックを政治的に利用する 「組織化された少数派」なのである。ブランデージ等 にとって、このグループの運動は反オリンピック・キャ ンペーンであり、彼らの攻撃からオリンピックを守る ことが自らの使命となるのであった。

もし、ボイコット派の言うように、政治的観点からオリンピックに干渉するとすれば、1940年と1944年にも同様な論争に巻き込みかねない前例をつくると言う。すなわち、「ローマと東京は、これらの年の大会を招致しようと望んでおり」、両都市の開催決定まで

に、IOC は「イタリアや日本での事件を調停することが求められるのか。この調停は国際連盟では失敗しているのである」、と。つまり、国際連盟において失敗した調停と同じ次元の問題を IOC に求めても、それはお門違いであり、IOC はスポーツを通した別の次元で調停に間接的に寄与できるとの認識である。パンフレットは、イタリアのエチオピア侵略と日本の満州侵略を示唆し、これらの問題が解決できるまで、イタリアや日本でのオリンピック開催ができないとする論理の建て方を排除するのである。

さらに、もしボイコットしたとしてもそこからは何も得るものがないとし、ボイコットを「見てくれだけの行為」と述べ、アメリカの競技者たちの関心は、この「ジェスチャー行為」にあるのではなく、「記録や競技に、また技能や持久力、勇気に関わる偉業の達成にある」と述べるのであった。

以上がパンフレットに見る参加の主張とその根拠であるが、ところで、ボイコット派が根拠とするドイツ国内のユダヤ人競技者の状況に関しては、このパンフレットはほとんど言及していない。現在においても、ユダヤ人競技者への差別はないとする AOC 会長ブランデージ自らの1年前の調査と何も変わっておらず、ドイツのユダヤ人が発行しているユダヤ系の新聞にも、ユダヤ人競技者がトレーニングしている記事が載っていること、また、1928年ヘルシンキ大会のフェンシング金メダリストのユダヤ人競技者であるヘレン・マイヤーが、ドイツチームのメンバーとして指名されたことを根拠に、ウィーンの誓約は守られているとの前提に立つものであった。

ボイコット派のプロパガンダやロビー活動、組織的 圧力により、あまりにも多くの誤った情報や悪意に満 ちた言説が流布されており、またドイツ国内の状況を 伝える報道も誇張されすぎ、むしろ意図的に誤って伝 えられていると、パンフレットには各種新聞を批判す る文章も並んでいる。

そしてパンフレットは、AOC 委員は、アマチュアスポーツのために時間とエネルギーを捧げてきた人たちであり、我々は外国のチームのための一人か二人の候補者のために献身するのか、あるいはアメリカチームを構成する基礎となる何百万人というアメリカの競技者のために献身するのかと問う。さらに、「アマチュアスポーツの真の繁栄を心から願っている忠義で、赤い血の流れている合衆国市民は、オリンピック大会参加というこの愛国的事業において、AOC を支持すべきだ」と、オリンピックへの参加という愛国的な事業への支持を要請するのであった。

以上が「アメリカ人競技者のフェアプレイ」の概要 だが、このパンフレットを関係者に送付する際に添付 された 1935 年 10 月 26 日付の会長ブランデージによる「合衆国のスポーツを愛する仲間たちへ」の書簡も、同じ論理で貫かれており、より激しい口調でボイコット派を批判している。「オリンピック大会は競技者に属するものであり、政治屋に属するもの」ではないし、アマチュアスポーツを政治問題の「生け贄」にしてはならないとし、民族や宗教、政治の問題がひとたびアマチュアスポーツの場に介入したら何が起こるか、今回のことがそれをよく示していると強調している。ブランデージは、この書簡で主要な敵は「ラディカルとコミュニスト」だと指摘し、彼らと闘うのは「誠実で愛国的な合衆国市民」と想定している。

(2)「オリンピックの理念を守れ」

この項では、ベルリン大会ボイコット派の主張とその根拠について検討する。上述したように、検討の材料は1935年10月31日に発行された「アメリカ競技者のフェアプレイ」に対抗して、スポーツにおけるフェアプレイ委員会(以下、フェアプレイ委員会と略記)によって同年11月17日に発行された「オリンピックの理念を守れ:ベルリンにおけるオリンピック大会へのアメリカ参加に対する異議申し立て」である。

総61ページからなるブックレット「オリンピックの理念を守れ」は、「序文」、第1項「問題は、第11回オリンピック大会がドイツで開催されるならば、アメリカはその大会に参加するのかどうかということだ」、第2項「ユダヤ人競技者を排除しないという誓約を、ドイツは守らなかった」、第3項「ドイツは、オリンピック規則を守るという自らの誓約を破棄した」、第4項「ナチ・ドイツで開催されるオリンピック大会への参加は、アメリカによるナチ政権の承認を意味する」、第5項「結論」と大きく6つの項目から構成されている。以下、このブックレットの項目に沿ってその内容の概略を見ながら、ボイコット論の内容とその根拠について検討してみたい。

まず「序文」においては、現状認識とこのブックレットの基本的な性格が明示されている。すなわち、「現在までのアメリカのスポーツ史上、アメリカ人競技者がこれほどの重大な問題を決定しなければならないことは、かつて一度もなかった。世界のアマチュア競技の未来とそのあるべき姿は、アメリカの競技者の決断如何にかかっている」と現状を認識し、その重大な決断のためには、「徹底的にまた冷静に議論することが大事」であり、そのためには判断材料となる関連する諸事実の提示がもっとも大切なことだと示される。その諸事実を示すことがこのブックレットの使命であり、AOC編集の「アメリカ人競技者のフェアプレイ」とこのブックレット「オリンピックの理念を守れ」の両

者の議論を冷静に読み、判断することを読者に求めて いる。

なぜフェアプレイ委員会はこのように述べるのか。 彼らにとっては、「アメリカ人競技者のフェアプレイ」 が、競技者やスポーツ指導者、またアメリカ市民の 「感情や偏見」に、すなわち、反ユダヤ主義や反コミュ ニズム、偏狭な愛国主義に訴えようとしていると感じ たからである。そうではなく、このブックレットは競 技者やスポーツ指導者、またアメリカ市民の「知性や 良識」に訴えるものであり、特に競技者にはこの問題 を考慮し、判断できる能力があるとする。この「感情 や偏見」ではなく、「知性や良識」に訴えるという基 本的なこのブックレットの姿勢は、最後まで貫かれて おり、以下に示すように、それは事実の客観性、論理 的な議論の進め方、冷静な文章として現れている。

第1項は、それに続く第2項からと第4項までの内容をコンパクトにまとめたものとなっており、いわばフェアプレイ委員会のボイコット論の論拠を極めて簡略に示したものとなっている。AOCは、ボイコット派が第11回大会に参加することを阻もうとしていると主張するが、これに対して自分たちは「問題は、アメリカが第11回オリンピック大会に参加すべきかどうかである」と問題を設定しているのであり、ベルリンで開催されようとしている極めて特異なオリンピック大会を、AOCはオリンピック一般に解消していると、フェアプレイ委員会は批判している。

ボイコットの主張の背景には、ベルリン開催が決定 したのは共和国ドイツの時であり、その共和国の首都 ベルリンで開催されると想定されていたこと、共和国 ドイツとナチ・ドイツはまったく異なった国であるこ と、オリンピック大会に関わるドイツ国内のスポーツ 界もナチ政府とナチ党に牛耳られ、民主的・自立的な 性質をまったく失っていること等のドイツの現状に対 する認識がある。AOCが、これらのことはオリンピッ ク大会や競技者自身に関わりのない、外部からは介入 する権利がないドイツ国内の問題だとする主張に対し て、ブックレット「オリンピックの理念を守れ」は次 のように反論している。すなわち、事の本質はナチス がユダヤ人を迫害しているから、カトリックを抑圧し ているから、労働者たちを奴隷化しているから、平和 主義者や自由主義者を圧迫しているから、膨大な費用 で軍事化を進め、世界の平和を脅かしているから等の 理由で、アメリカはナチ・ドイツにおけるオリンピッ ク大会に参加することを拒否すべきかどうかという問 題ではなく、フェアプレイ委員会が提示する問題は、 「スポーツおよびオリンピック大会それ自身に関係す る範囲におけるナチ政権の方針や政策は、スポーツマ

ンシップやオリンピックの真の精神に鑑み、はたしてオリンピック大会を、ナチ・ドイツで開催することを可能にさせるほどの性格なのかどうかということである」と。そして、もしそうした判断ができず、ベルリンではオリンピックの開催が不可能だとすれば、アメリカの競技者はナチ・ドイツでの大会に参加を拒絶すべきであり、IOC は大会をドイツ以外の他の都市に移すべきだと言うのである。

そして、ユダヤ人競技者はただユダヤ人というだけで、ドイツチームに入るためのトレーニングの機会が奪われており、さらにまたオリンピック大会が、スポーツ自身のためではなく、ナチ体制の利益のためにおりった。ドイツは明らかにオリンピック規則に違反していると述べ、フェアプレイ委員会は、1933年6月になされた誓約をドイツは自ら破棄していると言う。ドイツこそがオリンピックに関連が多いで、また大会のの現後に、「ナチ・ドイツで大会を開くことは、おそらく現代においてもっとも残酷で、専制的で、野蛮な政府に対して、スポーツ界から道徳的ならびに財政的な支援を与えてしまうことになる」と述べている。

第2項「ユダヤ人競技者を排除しないという誓約を、ドイツは守らなかった」は、ドイツ国内の政治やスポーツの状況を詳しく述べ、ドイツがユダヤ人競技者を排除しないという誓約を守っていない現状を明示し、またそのようなドイツの現状に対して、IOC委員のシェリルや AOC 会長のブランデージ、また元 AAU 会長であり AOC の財政担当のカービィといった参加を主張するアメリカのスポーツ指導者たちが、1933 年以降いかに変質したのかがその内容となっている。

この項ではまず、ドイツではナチ党が最高権力を保持しており国家そのものであること、そして党と政府がドイツ人の生活のあらゆる面を支配し統制していること、スポーツにおいても例外ではなく、ハンス・フォン・チャムマー・ウント・オステンがスポーツ界の最高指導者であり、彼が国内のスポーツ組織を支配していること、オリンピック開催に関しても、ナチ党の代弁者となって自らに権限を集中させ、組織委員会会長のレヴァルトには実権がないこと等を指摘している。さらに、オリンピックの開催に関わって、ユダヤ人を黒人競技者へのあからさまな人種差別主義の言説にを及し、ナチスのスポーツ・イデオロギーに批判の矢を向けている。

そして次に、ユダヤ人競技者への差別の実態が、具体的な事例を挙げながら記述されている。すなわち、 公共的なスポーツ施設からユダヤ人は閉め出されてい ること、またフォン・チャムマー・ウント・オステンによって、各種競技団体主催の競技会からユダヤ人競技者やチームを排除する通達が出されたこと、また同じくアーリア人のスポーツクラブ宛に、ユダヤ人競技者の競技を禁止する通達が出されたこと、さらには、競技力の高い競技者のためのオリンピック出場をめばしたトレーニングコースが、ユダヤ人競技者用には、ごり35年秋までに2回しか開催されているユダヤ人競技者はたった4名だけであること、さらには市民権を剥奪され、自らの生活の術を得る機会が奪われ、日常的に侮辱や中傷に曝され、自由のない恐怖の中で生活しているユダヤ人競技者にとって、心理的なハンディキャップは想像を絶するほどであり、実力通りの十分なパフォーマンスを発揮できる条件がないこと、等々である。

そして、フェンシング選手のヘレン・マイヤーがドイツチームに加わったとするシェリル等参加派の主張に対しては、これはアリバイ作りであり、マイヤーー人のドイツチーム加入でもって、ドイツの誓約が守られているとはとうてい言えないとして、フェアプレイ委員会は「ナチスがユダヤ人競技者をドイツチームに加わるためのトレーニングや競技機会を否定してきた事実を容認したり、その事実を消し去ることはできない」と、ドイツ側によるウィーン誓約違反を事実でもって示すのであった。

そしてこの項の最後に、クーベルタンの「オリンピック理念とは騎士道精神とフェアプレイに結びついた身体的な力の概念」であるとの説明と、アメリカの初代IOC委員であるウィリアム・スローンの「最弱者をも含めたすべての人のためのフェアプレイが、オリンピック理念のエッセンス」との言葉を引用しながら、「現在のドイツ国内のユダヤ人競技者への待遇の中に、誰が、フェアプレイの美点とか、騎士道精神の高潔さを見出し得ようか」と問い、「原則として、ユダヤ人競技者をドイツチームから排除しない」とするウィーン会議の誓約は守られていないと、このブックレットは強調するのであった。

次の第3項でフェアプレイ委員会が問題にするのは、ウィーン総会における誓約「オリンピック規則を守る」が、ないがしろにされている事実である。オリンピック規則によれば、オリンピック大会は民族や宗教、肌の色に何も関係しないことが明記されており、これらを根拠とした差別は禁止されている。ユダヤ人をはじめとしてカトリックやプロテスタントの競技者への差別も、このブックレットは批判的に取り上げている。

彼らはドイツにおける差別の特徴を次のように述べている。すなわち、「ユダヤ人競技者に対するドイツ

の差別は、不幸にも合衆国や他国に見られ、また私的なレベルで示されるユダヤ人に対する偏見という種類の現象なのではない。そうではなく、それはナチ・イデオロギーやドイツの政治理論、またドイツ法の基本原理の表象なのである」と。アーリア条項によって公務員や専門職等の多くの部門からユダヤ人は排除され、アーリア人の優越性の原理が国家的な民族理論の基盤になっていること、したがって、「ドイツのユダヤ人競技者に対するドイツの差別は、他国における私的なクラブからのユダヤ人や黒人、また他の集団の排除とは、質的に異なっていること」である。

また、カトリックやプロテスタントの競技者は、従来の自らの宗教的な青年組織でスポーツ活動を行っていたが、1933 年以降にはヒトラー・ユーゲントやナチのスポーツクラブに加盟しなくては、トレーニングの機会が保証されなくなってきた現状を報告している。「ニューヨーク・タイムズ」の特派員バーチャルの「自らの教会に敬虔深い信仰心と忠誠心とを有しているカトリックおよびプロテスタント教徒にとって、敵対する陣営に加わることは容易いことではない。転向する事に対する心理的抑圧とか葛藤は自然に起こってくる。結局、宗教かスポーツかの選択なのである」との報道を引き合いに出し、スポーツ活動を続けようとする限り、国民社会主義を受け入れざるを得ないドイツの現況をはっきりと示している。

このように、フェアプレイ委員会にとっては、ドイツはオリンピックの中に民族や宗教を持ち込んでおり、これはオリンピック規則の違反なのである。さらに彼らは、オリンピックへの政治の持ち込みも批判する。すなわち、ナチ・ドイツはスポーツやオリンピックそのものではなく、政治的なプロパガンダとしてベルリンのオリンピックを利用している言う。その徴証を受いてブックレットに取り上げられているのは、組織委員会を支配しているのはヒトラーの支持を得たフォン・チャムマー・ウント・オステンであること、そしには、ドイツを代表する競技者はナチ・イデオロモをである。

ブックレットにはある事例が具体的に示されている。その事例とは、1935年7月にドレスデンのテニスチームが中部地区で優勝し、次の大会出場の権利を獲得したが、その管区を管轄するナチ党役員のインタビューから、彼らテニスチームの選手たちがナチ・イデオロギーを十分に理解していなかったことから、その出場の権利が剥奪されたという事例である。そしてこの事件後に発せられた宣言は、「第三帝国における今後の競技会の勝利者は、国民社会主義イデオロギーを修得

している者、また競技ばかりでなく、彼らがそのイデオロギーを擁護するために、日常の国家的生活においても、その考え方をよく知っている者だけとなろう」というものだった、と。

このように、ナチ政権下ドイツは民族や宗教ばかりか、政治をもオリンピック大会に持ち込み、外国からの競技者や観客にナチ・イデオロギーを吹き込み、ナチ・ドイツを売り込むために、オリンピック大会そのものをプロパガンダとして利用しようとしている、とブックレットは述べるのであった。

第4項は、オリンピック大会の招待状の受け入れが、 そのまま開催国の政策を承認することではないとする 参加派の主張に関してであり、特にここでは、ブラン デージが批判の対象となっている。

まず、1934年の夏のブランデージのドイツ訪問に 関してフェアプレイ委員会は問題としている。つまり、 ドイツ語が理解できないブランデージのドイツでの調 査が1週間もなかったこと、また調査のためのユダヤ 人のスポーツ指導者へのヒアリングには、ナチ党の役 員が同席していたこと、さらにはユダヤ人のスポーツ 組織宛にトレーニング合宿招待の案内が出されたのが、 ブランデージの訪独直前であったこと、そしてユダヤ 人競技者にも公平な待遇を保証する旨の 1933 年の IOC ウィーン総会における内務大臣フリックによる 保証書を、フォン・チャムマー・ウント・オステンは ブランデージに示したが、これはドイツ国内では公表 されておらず、正式な「公的文書」としては扱われて いないこと等である。つまり、ブランデージによる 「完全な」調査はまったく恣意的であり、また形だけ のものであり、その調査報告を根拠にしてベルリンの 組織委員会からの招待状を受け入れた AOC の決定は、 まったくの茶番劇だとするものである。

フェアプレイ委員会も、確かにオリンピック開催国の政策を支持するのかどうかという問題と、その国で開催される大会に参加することは別問題だとしながらも、今回のベルリンの場合はこの一般原則には相当しないと言う。すなわち、前回のロサンゼルス大会にがでいて、「ドイツが招待状を受け入れたとき、彼らがそのことにより、われわれの合衆国の関税政策やアルコール政策、財政政策を承認したわけではない」としつつも、今回の場合はドイツの政策が直接にスポーツやオリンピック大会に関係したものであり、ドイツが民族や宗教、また政治をオリンピックに持ち込もうとする政策は、オリンピック大会が「スポーツの利益のためではなく、ナチ体制の利益のために利用されること」なのだと主張するのである。

そして、アメリカがこの事実を知りながら招待状を 受け入れ、ベルリン大会に参加することは、ドイツチー ムの編成の仕方や大会を政治的な利益のために利用しようとするナチ政権の思惑、オリンピック規則に違反していること、さらにはユダヤ人やキリスト教徒、また反体制派への弾圧等に、アメリカが承認を与えたと必然的に見なされることになると言う。このような論理でもって、フェアプレイ委員会はこの項の最後に、「もし参加することになれば、アメリカは、これまでそうであったような世界の人権の主要な代弁者であることを辞めることになるし、人権を破壊する人たちに対して、道徳的、財政的な支援を与えることになろう」と強調するのであった。

最後の項「結論」では、IOC 会長バイエーラツールが批判されている。ブランデージに代表される参加派は、IOC のみがオリンピック大会の準備や開催に関して権限を持っているとし、その IOC がベルリン大会の開催を認めていることが、自らの主張の大前提となっている。フェアプレイ委員会は、IOC のベルリン大会承認という参加派の大前提を問題とするのである。

1936年11月7日の「ニューヨーク・タイムズ」に 載った、インタビューに応えたラツールの発言が問題 として取り上げられている。すなわち、ユダヤ人ばか りでなく、カトリックやプロテスタントの競技者に対 するナチスの待遇に関する質問や、反ユダヤの看板や ポスターに関する質問に応え、「IOC はこのような純 粋に国内的な問題に対しては介入しない」とか、「大 会会期中の状況については関心があるが、過去のこと には関心がない」とのラツールの発言を引用し、「IO C会長バイエ-ラツール伯は、最近なぜ IOC が行動を 起こすべき理由を見出せないのかを明らかにした。す なわち、自らの誓約とかオリンピック規則を守らない ドイツに対して、故意に眼を閉じているから、IOC は何も探せなく何も見出せないのである」と。さらに、 AOC が大会組織委員会からの招待状を受け入れた 1934年9月の時点より、ドイツ国内の状況はより悪 化しているのであり、AOC の招待状受け入れの際も、 条件付きの受け入れであったことを指摘し、受け入れ の再考を求めるのであった。

そして最後に、「アメリカ人競技者のフェアプレイ」の主張「参加に反対する人たちは、競技者をして、自らの大義ではないことのための殉教者にさせようとしている」に反論する。では大義とは何か。フェアプレイ委員会は、競技者が勝利以外の大義を持ち合わせていなければ、アマチュアスポーツの基盤は崩壊するとし、この大義はフェアプレイだと言う。フェアプレイが競技者の大義になったとき、ベルリン大会の壮大な開催構想や運営・準備のすばらしさ、アメリカ人競技者の勝利へのチャンスといった参加派が強調する点も、

理解が得られるとし、「アメリカ人競技者が、フェアプレイを価値あるものと尊重するよりも、勝利の栄光を勝ち取ることの方が価値あるものと信じているとは、とうてい思えない」と言う。ドイツ・オリンピック委員会が発行した 1936 年のオリンピック・カレンダーを引き合いに出し、そこに掲載されているヒトラーの写真の下にあるスローガン「私は世界の若人を招待する」に対して、アメリカの競技者はこの招待を拒絶すべきだとの言葉で、ブックレットは終わっている。

以上が本文の概要であるが、ブックレット「オリン ピックの理念を守れ一の最後には、附録として資料が 掲載されている。まず、雑誌や新聞に載った参加反対 の論考や社説、また著名人の発言が再録されている。 そこに挙がっているのはスポーツライター、競技者、 トレーナーやコーチ、市民運動の諸組織やその指導者、 スポーツ団体、青少年組織等による参加反対の発言で ある。次には、1933年4月1日から1935年9月25 日までの期間に、ドイツにおけるユダヤ人競技者が、 いかにナチスにより公的なレベルで差別されてきたの かを時系列に詳細に記述し、続いて同じく1935年7 月と8月において、告白青年組織へのナチスによる公 的なレベルでの差別がどのようなものであったかを示 し、さらには 1933 年 11 月 20 日の AAU の決議文の 一部と1934年3月4日の反ナチ集会で挨拶に立った カービィの発言の一部を、そして附録の最後には、クー ベルタンの文章と、ナチのスポーツ・イデオローグで あるブルーノ・マリッツの文章を対比させ、いかにナ チのスポーツ・イデオロギーがクーベルタンのオリン ピック復活の意図と対蹠的であるのかを際立たせて、 このブックレットは終わっている。

4. 議論

「アメリカ人競技者のフェアプレイ」と「オリンピックの理念を守れ」から、参加派およびボイコット派のそれぞれの主張を見てきたが、それぞれの議論の組み立てが異なっており、互いにかみ合った議論、それぞれの議論の組み立てをごく簡単に述べれば、前者はまず、1933 年 6 月の IOC ウィーン総会でなされたドイツ側の誓約は守られており、IOC も第 11 回したドイツ側の誓約は守られており、IOC も第 11 回したがイツの大会の開催都市としてベルリンを承認しており、従来の大会と何ら異なっているのではないとの前提に立っている。次にオリンピックと政治の分離から、ボイコットを主張するアメリカのユダヤ人を中心とするボイコット派批判を展開している。ナチ・ドイツ批判という自らの政治的なねらいのために、ボイコットというオリンピックの政治的手段化を主張する

彼らに対して、AOCは「合衆国におけるオリンピック運動の伝統を守れ」と強調し、参加かボイコットかを考慮する際には、その対象は「スポーツとその本来の要件」だけだと述べる。そして、ボイコット派の下お門違いの政治的、民族的、宗教的な介入」を非難し、競技者が政治的問題のために犠牲者になっては、ボイコット派の運動は反オリンピック・キャンペーンなのの伝統を破壊する張本人であった。ユダヤ人競技者へのを がを破壊する張本人であった。ユダヤ人競技者への差別とオリンピックの政治的利用により、オリンピックの政治の利用により、オリンピックの反対派ユダヤ人の方であった。

一方、後者では、ドイツ側はウィーンでの誓約を守っ ていないということを事実でもって実証することがね らいとなっている。「すべてのオリンピック規則が遵 守される」、「原則としてドイツのユダヤ人は第11回 オリンピック大会のドイツチームから排除されない」 という誓約がいかに守られていないのか、その事例を 詳細に挙げ、ユダヤ人競技者への差別、オリンピック 大会をナチ・ドイツの政治的プロパガンダのために利 用するという、ウィーンの誓約違反の大会には参加す べきでないと主張するのである。そして、「スポーツ の利益のためでなく、ナチ体制の利益のために利用さ れるオリンピック」という諸事実が存在し、誓約違反 があるにもかかわらず参加することは、ユダヤ人差別 や反体制派への弾圧というナチ政権の政策を暗黙に承 認することであり、オリンピックの理念はベルリンで は実現できないと説くのである。

以下ここでは、他の史料も用いて二つの点に関して検討してみたい。その観点とは、参加派が絶対的な前提としている点、すなわち 1933 年 6 月のウィーン総会におけるドイツ側の誓約は守られているとする点と、オリンピックと政治は分離すべきだとする点に関わる問題である。

第一に、ドイツは 1933 年 6 月の IOC ウィーン総会における誓約を守っているのかどうかという点である。上述したように、フェアプレイ委員会は誓約が守られていないとして、この点を最大の根拠にボイコットを主張するのだが、一方 AOC は、パンフレットの中でこの点に関しては、自らの言葉としてほとんど何も言及していない。フェアプレイ委員会が挙げたユダヤ人競技者のトレーニングの機会が奪われていることや、組織委員会内における会長レヴァルトの権限がないこと等に関して、「アメリカ人競技者のフェアプレイ」は、具体的には何も触れていないのである。参加派にとっては、IOC ならびに各種スポーツの国際競技団体がドイツの誓約は守られているとの判断の下に、ベ

ルリン大会の開催を認めている事実が大きな拠り所な のである。ブランデージがシェリルに宛て出した手紙 の中に、ブランデージの本心が窺われる。

それらの要請(アメリカのユダヤ人によるボイコッ トの要請一引用者)を見るにつけ、AOC は政治的、 社会的、宗教的、あるいは人種的なあらゆる論争を、 その中に含み込んではならないし、含むべきではな いと考えます。私たちの個人的な見解に関わりなく、 AOC は競技に関する事柄のみに関わるべきであり、 オリンピック・プロトコルを尊重しそれを守るとし たウィーンでの IOC 会議でなされた誓約を、ドイ ツ側が遵守しているのかどうか、私たちが期待でき るすべては、このことだけです。IOC も同じ見解 だと、私は思います。もしIOCが、ドイツの約束 は守られているし将来も守られるであろうと満足し ているならば、それで十分ではないでしょうか。結 局のところ、この国にいる私たちには、ドイツの状 況に関する情報はほとんどないし、直接の情報とい うものはまったくないのです。IOC はドイツの状 況を判断するに、私たちよりもはるかに有利な立場 にあるのです10)。

ブランデージにとって大事なことは、ドイツの状況 がどのようになっているのかを正確に判断することではなく、IOC がそれをどう認識しているのか、IOC がドイツの誓約が守られていると判断していることであった。

もちろんブランデージも、ドイツにおけるユダヤ人 差別の実態を否定してはいない¹¹¹。しかし、そのこと が直ちに、ベルリンでのオリンピック開催の妥当性や ボイコットの問題とはならないのである。ブランデー ジにとって問題は、ユダヤ人差別が「スポーツとその 本来の要件」に関係しているのかどうかなのである。 このことは、彼にとっては 1934 年の調査ですでにジが問題としていることは、ドイツにおけるユダヤ人差別 問題としていることは、ドイツにおけるユダヤ人差別の問題を拡大解釈して、アメリカの参加阻止を訴える ボイコット派指導者なのである。では「スポーツとそ の本来の要件」からの考慮は、ドイツ国内の政治・社 会的な状況に対してどの範囲までのことを想定しているのだろうか。このことは、オリンピックと政治の分 離論に関わる問題である¹²¹。

第二の点に関して検討するために、まず IOC 会長バイエ-ラツールのヒトラーとの会見の事例を見てみよう。1935 年 11 月 6 日に、IOC 会長ラツールはヒトラーと会見し、オリンピック大会のためにドイツを訪れる人々の感情を害するようなポスターやプラカード

を取り除くという、ヒトラーによる約束を取り付けた。 このことをベルギー帰国後にブランデージに宛てた手 紙において、彼は「これはスポーツとは関わりのない ことであり、IOCにはそれを求める権利がないこと から考えて、この約束は上出来です」130と述べている。 また、1933年6月のウィーンでの誓約に関わって、 同年11月のブランデージ宛の手紙に、「ドイツ政府は、 ドイツのユダヤ人がドイツチームで競技することを許 可すると約束しましたが、私たちがドイツのスポーツ 当局に対して、ドイツチームにユダヤ人を含めなさい と強要できないのは、アメリカチームに黒人を含める ことを強要できないのと同じことです」は、と記してい る。このように、反ユダヤのポスターやプラカードの 撤去は、ドイツの内政への干渉であり、また IOC に よるある国のチーム編成への介入は認められないとし ているのである。

これらのことにより、ラツールが想定している IOC の権限は、非常に狭いものと考えられる。ラツー ル自身ももちろん、オリンピックへの政治の介入を拒 否し、とりわけ大会の組織や準備・運営がオリンピッ ク規則に則って実行されることを望んだ。このことが 満足できれば、ラツールにとって、大会の開催には何 も支障がなかったのである。極めて狭い範囲で、すな わち競技場内で、オリンピック大会会期内で、その範 囲内でオリンピック規則が守られ、一名のユダヤ人競 技者がドイツチームに加わるだけで、ラツールにおい てはドイツの誓約は守られたと判断できたのではない か。¹⁵⁾ このような立場は、AOC のパンフレットの立 場とほとんど同じであり、現実の具体的な政治を超え たより高い次元の言わばメタ的な政治的権限を有する IOC は、このベルリン大会に対するスタンスからは、 その固有の権限を有効に発揮できていないと言えよう。

5. おわりに

最後にここでは、上述のベルリン大会への参加かボイコットかの論争と第 12 回オリンピック大会の東京招致との関係について、若干触れてみたい。

ベルリン大会の論争時に、たびたびラツールおよび ブランデージ、また参加派から第 12 回大会が引き合いに出された。たとえば、ラツールはブランデージ宛の手紙で、「1936 年の大会をドイツで開催することが、それ故に、IOC が多少なりとも国民社会主義体制に 共感を示すとか、そのやり方に好意を示すということではありません。もし 1940 年の大会の開催地がローマか東京に決定しても、このことは親ファシストとか 反ファシストとかという文句を言う筋合いのものでは ありません。ヘルシンキを選択することが、中国に対

する日本の態度を批判することを示唆することではありません」 と述べている。また、「アメリカ人競技者のフェアプレイ」には、前に引用したように、「もし、合衆国の市民がオリンピック大会を通してこのような干渉に再び関わることになれば、1940年と1944年にも同様な論争に我々を巻き込みかねない前例を作ってしまうだろう。ローマと東京はこれらの年の大会を招致しようとしているのである。大会を続けるために、ローマや東京での開催を決定する前に、オリンピック委員会はイタリアや日本での事件を調停することが求められるべきなのか。この調停は、国際連盟では失敗しているのである」との文章も見られる。

開催候補地視察の名目で、ラツールがアメリカ経由 で東京を訪問し、日本の関係者と第12回大会の東京 開催を前提に協議し、契約書を交わした事実から推測 すれば、この時すでに、ラツールの次回大会の東京招 致は決定していたと思われる。その訪日時期が、アメ リカのベルリン大会参加決定後、ベルリン大会開催前 の1936年の3月であった事実と、上記の史料から推 察すれば、ラツールの第12回大会の東京開催決定の 要因の一つが、IOC がベルリン大会を公認したこと の正当性を示すことにあったのではないか。アメリカ をはじめとしてヨーロッパ諸国においてもベルリン大 会反対の運動は広がっていたのであり、ベルリン大会 を認めた IOC への批判も大きくなっていた。このべ ルリン大会を認めたことの正当性を、IOC は次回大 会の東京決定で補完させようとしたのではないか。こ のことは、きわめてリスクの高い決断だったかも知れ ないが、当時の IOC 会長ラツールにとってベルリン 大会は、それだけ、会長としての大きな責務を担わさ れた大会だったと言えないだろうか。これは上記の史 料から推察される仮説の域を出ないが、今後検証した

註

- 1) アメリカにおける 1936 年ベルリン大会への参加問題に関する先行研究に関しては、拙稿「ナチ・オリンピックとアメリカのボイコット論争:先行研究のレビュー」『現代スポーツ研究』第8号、2007年、30-46を参照。
- 2) American Olympic Committee, Fair Play for American Athletes, 1935.
- 3) The Committee on Fair Play in Sports, Preserve the Olympic Ideal: A Statement of the Case Against American Participation in the Olympic Games at Berlin, 1935.
- 4) Allen Guttmann, The 'Nazi Olympics' and the American boycott controversy, in Pierre Arnaud and James Riordan (eds), Sport and International Politics: The impact of fascism and communism on sport, E & FN Spon, 1998, p. 31.

- 5) New York Times, April 4, 1933, p. 13.
- 6) IOC, International Olympic Committee-One Hundred Years: The Idea-The Presidents-The Achievements, Vol.1, 1994, p. 259.
- 7) IOC, Official Bulletin of the International Olympic Committee, September 1933, p. 9.
- 8) Washington Post, August 6, 1933, p. 21.
- 9) New York Times, August 27, 1933, Sec. 3, p. 2.
- 10) ブランデージよりシェリル宛書簡 (1934 年 4 月 17 日), Brundage Collection, Box 63. ブランデージ・コレクションは、LA 84 Foundation (ロサンゼルス)所蔵のものを利用した。
- 11) ブランデージよりオルンスタイン宛書簡(1935 年 1 月 26 日), Brundage Collection, Box 234.
- 12)1934年10月5日のブランデージよりカービィ宛書簡で、ブランデージは「彼ら反対派ユダヤ人の論拠の大部分は、原理の問題として、私たちには何ら関係のないドイツに関わる事実をそのベースにしています。もし私たちが唯一スポーツに関わる方針から逸脱してしまえば、私たちは継続的に苦境に投げ込まれることは確実だと、私は思います。」と述べている。Brundage Collection, Box 28.
- 13) ラツールよりブランデージ宛書簡(1935 年 11 月 17 日), Brundage Collection, Box 42.
- 14) ラツールよりブランデージ宛書簡(1933 年 11 月 3 日), Brundage Collection, Box 42.
- 15) グットマンは、ドイツのスポーツ史家タイヒラーの研究を紹介し、オリンピック大会の会期中は、政府による「ナチ・イデオロギーの中核部分の一時的停止」があったことを示唆している。タイヒラーは、ナチ体制への好ましいイメージを形成するために、黒人競技者への侮辱的な発言を避けるよう、宣伝省はプレスに指令を出したが、人種差別主義的な雑誌「アングリフ」がこの指令に違反したとき、雑誌編集者が宣伝省によって厳しく叱責された事例を示し、オリンピック大会の期間中においては、上からの「ナチ・イデオロギーの中核部分の一時的停止」が存在したことを強調した。

Allen Guttmann, Berlin 1936-The Most Controversial Olympics, in Alam Tomlinson and Christopher Young (eds), *National Identity and Global Sports Events*, State University of New York Press, 2006, p.72.

このこととラツールが想定する IOC の権限を考慮に入るならば、ラツールにとっては形式的には、ベルリン大会は何も特異な大会ではなく、オリンピック規則に則った大会であったのかもしれない。

16) ラツールよりブランデージ宛書簡(1935 年 11 月 17 日), Brundage Collection, Box 42.